

日本バスケットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.japanbasketball.jp/jba/sgc/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>◆日本バスケットボール協会（JBA）は、2014年11月に国際バスケットボール連盟（FIBA）から、ガバナンス不足等を理由に制裁を受けた。FIBAはタスクフォースを発足、コ・チェアマンに外部有識者（サッカーリーグ元チェアマンの川淵三郎氏）を迎え、JBAの改革に向けて、役員・評議員の抜本見直し、事務総長ポストの新設、事業計画策定、規程整備、事務局改組、専門委員会整備、都道府県協会の法人化等々、再構築に必要な各種施策に順次着手した。</p> <p>◆タスクフォースのガバナンス改革委員会（特別委員会）は、地方協会専務理事や選手代表、クラブ社長の他、様々な関係者にヒアリングを行い、「JAPAN BASKETBALL STANDARD（JBS）2016」を策定し、2016年3月8日のJBA理事会にて承認された。</p> <p>◆JBS2016は、JBA100周年を迎える2030年に向けた、日本バスケットボール界が目指すべき中長期的な指標を定め、マイルストーンとして2020年、2024年までに達成すべきアクションプラン（事業計画）を設定したものの。</p> <p>◆JBAは、策定後のJBS2016を各都道府県協会に説明して、趣旨の理解と目指すべき方向を共有。中央協会ー各都道府県協会ー男女トップリーグや各種連盟等のいわゆる「バスケットボールファミリー」が協働して、競技の普及、競技者（含指導者・審判）の育成強化、事業としての成長振興を進めている。なお、JBS2016はJBAホームページ上でも公開済。</p> <p>http://www.japanbasketball.jp/jba/jbs2016</p> <p>◆2020年はマイルストーンに当たるため、JBSのブラッシュアップを実施。現在、関係者からのヒアリングを基に新中計を策定中。確定後はこれまで同様に「バスケットボールファミリー」で共有予定（2021年6月頃予定）。</p>	・JBS2016
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>◆JBS2016は「強く・広く・社会のために」をテーマに夫々目標を定め、うち「強く」には組織強化も含まれ、人材戦略についてのアクションプラン設定済。</p> <p>◆ブラッシュアップ後のJBSでも同様（項番1参照）。</p>	・JBS2016
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>◆毎年、事業計画書および収支予算書を策定し、理事会で審議承認を行い、HPにて公開</p> <p>◆収支予算は、理事会発議に際して財務委員会（税理士等の外部専門家が中心の構成）にて事前確認</p> <p>◆公益法人として、事業計画書および収支予算書を内閣府公益認定等委員会に毎年提出</p>	・事業計画書 ・収支予算書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>◆FIBAの指導に基づき、制裁後のJBA理事は①各都道府県協会代表（競技者の主体）、②トップリーグ代表、③バスケットボール専門職（バスケットボール競技の技術やルールに関する知見を持つ者）、④外部有識者、の4カテゴリーから選出されたメンバーで構成。また、適切な理事会運営ができる数として、理事数を6名以上18名以内（うち1名を会長、3名以内を副会長）、監事を2名以内と規定。</p> <p>◆外部有識者理事の割合を25%以上と規定。</p> <p>◆役員の前年と再任回数制限を定め、年齢の偏りを回避するとともに新陳代謝を図っている(第9項参照)。</p> <p>◆役員選考は、評議員代表（評議員の構成は第5項）や外部有識者と法務委員長等で構成する「役員選考委員会（特別委員会）」にて行い、理事会の承認を経て評議員会が採決。</p> <p>◆以上を規程化（基本規程第21条、役員候補者の選考に関する規程）</p> <p>◆現在の外部有識者理事割合は31%（16名中5名）</p> <p>◆現在の女性理事割合は25%（16名中4名）</p> <p>◆上記の通り、理事構成において各都道府県協会代表やトップリーグ代表の割合が一定数あることから、まずは都道府県協会での女性役員登用に向けた施策を検討中。都道府県協会役員を経て日本協会登用となるべく、長期的観点（10年程度）での女性理事割合目標（40%以上）に向けて計画。</p>	・役員候補者の選考に関する規程 ・役員名簿（現在） ・役員候補者検討委員会名簿（2020年）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	◆評議員の構成は、都道府県協会代表（47名）、男子トップリーグに所属するクラブ代表（19名）、女子トップリーグに所属するチーム代表（5名）、各連盟代表（1名以上6名以内）としており、この構成はFIBAの承認を得たもの。制裁前には外部有識者評議員も多数いたが、会議の実効性とガバナンス再構築の観点から全体人数および構成を見直しして、競技主体を中心とした評議員会に再構成した経緯あり。 ◆評議員の選任・解任は、評議員代表と外部有識者で構成する評議員選定委員会にて行う。 ◆以上は規程に定めている（基本規程第5条） ◆項番4参照、都道府県協会にて、女性役員の登用にに向けた施策を検討しており、都道府県協会の女性役員から、日本協会の女性評議員への登用を検討している。 ◆男女トップリーグ代表に関しては、現在、どのクラブにも女性役員がおらず、登用も難しい状況であるが、まずはトップリーグの中でクラブ経営における女性登用についての検討を進めていく。	・基本規程 ・評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	◆今回の専門委員会改選期（2021年9月）を目標として、アスリート委員会の設置及び、関連規程の策定を進めている。	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	◆理事会の規模の経緯について項番4に記載 ◆FIBAからは当初、理事会は6名程度で行うべきと指導されたが、理事会の実効性と現場の声を吸い上げるためには少な過ぎると考えて、6～18名と規定。	・基本規程 ・役員候補者の選考に関する規程 ・役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	◆「役員候補者の選考に関する規程」にて、役員就任時の選考基準を規定。第4条（会長70歳未満）、第8条（副会長70歳未満、副会長を除く役員は65歳未満） ◆任期中に定年になった場合は、任期終了時までを任期とする	・役員候補者の選考に関する規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	◆「役員候補者の選考に関する規程」にて、役員等の再任期間を規定。 ◆第4条にて、会長の再任は通算4期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）と規定。 ◆第4条および第8条にて、役員としての再任は、原則として通算5期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）、ただし、会長に関しては次のいずれかに該当する場合に限り、役員としては通算7期まで再任可能であることを規定。 ア 国際バスケットボール連盟の役職者である場合 イ 当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たにまたは継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合	・役員候補者の選考に関する規程
【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	◆項番4記載の通り、理事会の諮問委員会である選考委員会を設置して選考。 ◆会長候補者の選考は「会長候補者選考委員会」を設置、役員候補者の選考は会長候補者選考委員会に会長候補者を加えた「役員候補者選考委員会」を設置。 ◆会長候補者選考委員会のメンバーは「役員候補者の選考に関する規程」に定める通り、評議員代表（都道府県協会代表3名、トップリーグ代表2名）、外部有識者、監事（外部有識者）、法務委員長（顧問弁護士）等の構成。	・役員候補者の選考に関する規程 ・会長候補者選考委員会議事録（2020年、委員会名簿を含む） ・役員候補者選考委員会議事録（2020年、委員会名簿を含む）
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	◆基本規程（第2条）で登録者および役職員等の遵守義務を規定。 ◆倫理規程（第3条）で登録者および役職員等の遵守義務を規定。 ◆就業規則（第53条）で職員の遵守義務を規定（※）。 ◆就任承諾書で役員の遵守義務を規定。 ※職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社（B.CORP）から出向者につき、B.CORPの規程を適用。	・基本規程 ・倫理規程 ・B.CORP就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	◆定款 ◆基本規程 ◆理事会規程、役員候補者の選考に関する規程 ◆倫理規程 ◆裁定規程、規律規程 ◆反社会的勢力との関係遮断に関する規程 ◆経理規程 ◆就業規則（※） ※職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社（B.CORP）から出向者につき、B.CORPの規程を適用。	・定款 ・基本規程 ・理事会規程 ・役員候補者の選考に関する規程 ・倫理規程 ・裁定規程、規律規程 ・経理規程 ・反社会的勢力との関係遮断に関する規程 ・B.CORP就業規則
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	◆稟議決裁規程 ◆個人情報保護規程 ◆内部通報規程	・稟議決裁規程 ・個人情報保護規程 ・内部通報規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	◆役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ◆給与規程（※） ◆退職金規程（※） ※職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社（B.CORP）から出向者につき、B.CORPの規程を適用。	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・B.CORP給与規程 ・B.CORP退職金規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	◆財産運用管理規程 ◆特定資産等取扱規程	・財産運用管理規程 ・特定資産等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	◆当協会の主要収入である登録料は基本規程にて規定（第61～70条）。	・基本規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	◆専門委員会の一つである技術委員会の委員長は理事会が承認（基本規程第48条）、技術委員長は委員会の構成委員を組成して理事会の承認を受ける（基本規程第49条）。 ◆技術委員会において、代表チーム（トップカテゴリー・アンダーカテゴリー、男女、5人制・3人制）のヘッドコーチをそれぞれ選考し、理事会の決議を受ける（理事会規程） ◆各カテゴリー代表ヘッドコーチは、専権事項として代表選手選考の権限を有するが（技術委員会関連規程第25条）、選考結果は技術委員会に報告することが義務づけられている。 ◆オリンピックまたはワールドカップの代表選手については、理事会報告を要する（技術委員会関連規程）。	・基本規程 ・理事会規程 ・技術委員会関連規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	◆審判員および審判員指導員については、「審判員および審判インストラクターに関する規程」にて規定。 ◆トップリーグおよびJBA主管の競技会では3人の審判でゲームを実施、ビデオ判定も導入し、審判インストラクターによる審判技術指導・審査・評価を行って試合の公平性も担保。 ◆審判ライセンス制度に基づき、競技会のランクにより必要な資格を定めている。 ◆トップリーグ（含むB3）およびJBA主管の競技会の審判は、公平性を担保するべく、JBAの審判担当部が派遣業務を一括して行う。	・審判員および審判インストラクターに関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>◆法務委員会、裁定委員会、規律委員会の委員は、それぞれ異なる弁護士で構成し、いつでも法務相談できる体制。</p> <p>◆上記に加え、複数の顧問弁護士と契約あり。法人法、労働法、リスク管理、国際法等、様々な分野の法務専門家の助言がいつでも受けられる。</p> <p>◆公認会計士、税理士、社労士、司法書士、弁理士、医師等、各専門分野において複数の顧問契約を結び、日常的に相談ができ、必要に応じてセカンドオピニオンを受けることができる。</p>	・委員会委員の就任承諾書
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>◆当協会には既に①法務委員会、②規律委員会、③裁定委員会、④インテグリティ委員会を設置済</p> <p>◆法務委員会は当協会運営に関わる全規程類の制定改廃におけるリーガルチェックを、規律委員会・裁定委員会はコート内外の違反行為に対する懲罰の裁定を、インテグリティ委員会はスポーツインテグリティの啓蒙活動をそれぞれ担当。各委員会は理事会の諮問としての立場であり、検討内容を理事会に提出し、理事会の決議を受ける。</p> <p>◆法務委員会、規律委員会、裁定委員会は弁護士を中心とした外部有識者による構成、インテグリティ委員会は当協会ステークホルダーの代表メンバーで構成。</p> <p>◆組織運営のガバナンスとコンプライアンスを中心に扱う、コンプライアンス委員会の設立を次回の専門委員会改選時期（2021年9月）を目指して検討中。</p>	
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	◆項番20参照、委員会の構成員は弁護士、公認会計士、税理士等の企業ガバナンスやコンプライアンスに知見のあるメンバーを想定。	
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>◆当協会の全役職員向けにコンプライアンス研修（eラーニング）を実施。</p> <p>◆都道府県協会や各種連盟もスポーツ団体ガバナンスコード（一般団体向け）の遵守をすることから、当該団体役職員へのコンプライアンス研修について、進め方を含めて今後検討。</p>	
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>◆男女トップリーグの選手及びスタッフに対し、リーグが毎年コンプライアンスを含めた集合研修を実施。今年度は加えて、男子トップリーグ全選手にeラーニングによる研修（コンプライアンスも含む）を実施。</p> <p>◆アンダーカテゴリーを含む男女代表選手は、代表選出時の合宿にてコンプライアンスに関する研修を実施。</p> <p>◆指導者はライセンス取得・更新時に、コンプライアンス項目を含む履修を実施（更新は毎年）。</p>	・研修資料（2020年度）
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	◆審判ライセンス取得更新時に、eラーニングによるコンプライアンス項目を含む研修を実施。	・研修資料（2020年度）
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	<p>◆項番19参照</p> <p>◆法務委員会、裁定委員会、規律委員会の委員は、それぞれ異なる弁護士で構成し、いつでも法務に関して相談できる体制。</p> <p>◆上記に加え、複数の顧問弁護士と契約、組織運営、労務管理、リスク管理、国際法等、様々な分野の法務専門家の助言がいつでも受けられる。</p> <p>◆全国公益法人協会及び公益法人協会に加盟し、法務・税務・公益認定・その他専門家のアドバイスがいつでも受けられる。</p> <p>◆顧問社会保険労務士事務所と契約、いつでも職員の労務相談ができる体制を構築済。</p> <p>◆顧問税理士事務所と契約、いつでも税務会計相談できる体制を構築済。</p> <p>◆決算報告書は、監査法人の会計監査を毎年受けている。</p>	
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>◆顧問税理士による定期的な会計処理指導を得て、会計原則を遵守する業務サイクルを確立済。</p> <p>◆監事は外部有識者（公認会計士・税理士・弁護士）として毎回の理事会に出席し、役員の活動監査及び当協会の業務運営全般の監査を実施。</p> <p>◆決算時の計算書類を含めて、監査法人による業務監査を受けている。</p> <p>◆公益法人として、内閣府公益認定等委員会事務局宛てに毎年の決算報告実施。内閣府の定期的な実調も受けている。</p>	<p>・定款</p> <p>・経理規程</p> <p>・財産運用管理規程</p> <p>・特定資産取扱規程</p> <p>・監事名簿</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>◆助成金・補助金のガイドラインに定める要項に従い申請。</p> <p>◆倫理規程においても、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反時は懲戒処分対象と規定（第3条）。</p> <p>◆助成等申請は必ず事前に事務総長（執行トップ）の承認を得る、受領時は事務総長に報告する、と職員に定めた手続きを徹底厳守。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・JSCガイドライン
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>◆法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告書、役員名簿他）は事務所に常備し、要請に応じて閲覧可。</p> <p>◆事業報告書、決算報告書、事業計画書、収支予算書、役員名簿、組織図、定款、各種規程等を当協会ホームページに掲載。</p> <p>◆内閣府公益認定等委員会宛てに、公益認定に必要な各種書類を提出。一般からの公開請求があった場合に当委員会からの開示あり。</p>	定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告書、役員名簿
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>◆項番17記載の通り手続きに沿った代表選手選考を実施し、決定後に速やかに当協会ホームページに掲載するとともに、報道関係者宛てに開示。</p> <p>◆必要に応じて、ヘッドコーチや技術委員長による選考コメントを開示、記者会見や取材も適宜実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会規程 ・技術委員会関連規程
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	◆スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況を2021年2月26日に当協会ホームページで公表。 < http://www.japanbasketball.jp/jba/sgc/ >	
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>◆役員の利益相反取引は、理事会決議事項（基本規程第29条、理事会規程第16条）。</p> <p>◆職員の利益相反取引は、許可なく行うことを禁止（就業規則第53条第11項、※）。</p> <p>◆当協会役職員の利益相反取引の扱いについては、倫理規程（第3条）と新設予定の利益相反取引規程にて管理。</p> <p>※職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社（B.CORP）から出向者につき、B.CORPの規程を適用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・基本規程 ・理事会規程 ・B.CORP就業規則
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	◆利益相反規程を策定中（2021年7月制定予定）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>◆当協会役職員に対し内部通報制度を整備済。相談窓口は内部・外部の両方を設置、外部窓口は専門の弁護士事務所に委託。役員に関する通報は、監事宛ても報告。</p> <p>◆通報に特化していないが、競技者・指導者・審判・その他外部から日本協会宛ての各種相談窓口は設置済（電話・電子メール、HPに掲載）。</p> <p>◆相談・通報者の保護に対する規程制定済（内部通報規程）。</p>	・内部通報規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	◆項番33の通り、外部窓口は弁護士事務所に委託。また監事は外部有識者で構成（弁護士・公認会計士・税理士等）。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>◆登録者（競技者、チーム、指導者、審判）及び当協会役職員、加盟団体役職員に対し、基本規程、倫理規程、裁定規程、規律規程にて遵守事項と違反時の懲罰基準を定めている。</p> <p>◆職員に対しては別途、就業規則（※）においても遵守事項と違反時の懲罰基準を定めている。</p> <p>◆当協会のホームページにて、基本規程、倫理規程、裁定規程、規律規程を公開済</p> <p>※職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社（B.CORP）から出向者につき、B.CORPの規程を適用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本規程 ・倫理規程 ・裁定規程 ・規律規程 ・B.CORP就業規則
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>◆懲罰審議は、規律委員会（競技中心）または裁定委員会（その他）にて行い、答申は理事会の決議を受ける。</p> <p>◆規律委員会、裁定委員会は弁護士を中心とした外部有識者で構成し、中立性と専門性を担保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本規程 ・倫理規定 ・裁定規程 ・規律規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>◆スポーツ仲裁裁判所及び日本スポーツ仲裁機構の定めを遵守することを基本規程（第2条第1項）で定め、自動応諾条項の採択団体となっている（同仲裁機構のホームページにも掲載）。</p> <p>◆スポーツ仲裁裁判所および日本スポーツ仲裁機構への不服申立の提起を裁定規程（第20条）、規律規程（第29条）に記載。</p>	・基本規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	◆項番37の通り、規程にて利用可能であることを定め、かつ当協会ホームページにて一般に公開済。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	◆危機管理マニュアル策定中（2021年7月制定予定）。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>◆不祥事発生時には、裁定委員会にて事実調査、原因究明、懲罰審議を行い、理事会に発議する。</p> <p>◆必要に応じて、法務委員会（顧問弁護士）も加わる。</p> <p>◆発生原因に基づき、再発防止策を策定実施。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	◆項番40と同様	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	◆当協会の加盟団体（Bリーグ、Wリーグ、社会人連盟、学生連盟、障がい者連盟等）について、種別、役割、及び義務を規定（基本規程）。 ◆各都道府県協会は、独立した法人として日本協会の活動趣旨に賛同する団体との位置づけ。加盟団体とは異なり、役割及び義務は定めていない。 ◆競技者等からの基本登録料を日本協会が一括して徴収し、D-fundという形式で都道府県協会に交付。その際に都道府県協会は、事業計画書や収支計画書等の提出義務を定めている（基本規程第75条）。 ◆当協会は、各都道府県協会に当協会の推進する公益事業を一部委託していることから、各都道府県協会の組織、役員、各種規程等についても当協会の方針に従い協力することを求め、そのため適宜指導・助言・支援を行っている。	・全国専務理事連絡会資料 (2020年11月)
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	◆項番42記載の通り ◆地域（7ブロック）毎の連絡会及び全国連絡会を、それぞれ年間2回以上開催。時節に合わせた情報提供や研修会等を実施。 ◆都道府県協会は、地域の育成普及、審判指導、指導者指導も担っていることから、当協会は目的に合わせた連絡会（アンダーカテゴリー一部会、全国審判長会議等）も別途行っている。 ◆地域で発生した不祥事は当該地域の属する都道府県協会の裁定委員会（もしくは規律委員会）にて、事実調査、原因究明、懲罰審議を行っている。当協会は、都道府県協会のそれら委員会の水準を担保するべく定期的な勉強会や情報提供を行っている。	・全国専務理事連絡会資料 (2020年11月)